

広島県分権改革推進審議会 中間報告（案）

—— 事務事業の見直し及び行財政改革に係る大まかな案 ——

平成 1 5 年 1 0 月 2 3 日

はじめに

広島県分権改革推進審議会は、「地方分権の一層の推進を図る観点から、分権型行政システムの構築への道筋を明らかにするとともに、県の行財政の健全かつ効率的な運営や、都道府県合併等も視野に入れた新たな県の在り方などについて、調査審議する」という諮問を受け、県の行財政改革から県の将来像まで含む広範な議論を行うことを目的としている。

特に、市町村合併が現実のものとして進行し、基礎的自治体レベルで新しい自治の形が生まれつつある広島県において、事務事業の見直しを踏まえた役割分担の明確化による新たな分権型行政システムを構築することは、全国的にもモデルになり得ると考えられる。広島県の分権改革が日本の行政システム全体を改革する牽引役となるよう、先導的かつ実践的な議論が必要である。

本審議会では、幅広い審議事項を効率よく計画的に審議するため小委員会を設け、先ず、全体の基礎となる事務事業の見直し部分（国、県、基礎的自治体の役割分担 等）などの中心部分について議論し、短期間に7回の小委員会を開催し、県の組織・事務事業の概略から個別行政分野ごとの主要論点まで、関係部局・行政委員会の出席も交えて、精力的な審議を行うことにより、主に、個別の行政分野ごとの事務事業のあり方について方向性を示す小委員会報告として取りまとめた。

第2回審議会において小委員会報告を受け、事務事業のあり方について審議するとともに、行財政改革についての課題についても審議し、その検討の方向性も含めて、今回、中間報告として取りまとめたものである。

事務事業のあり方については、この中間報告を参考にしてさらに幅広く、詳細な検討が進められる必要があるが、直ちに見直しが可能なものについては、来年度の予算や組織等にも反映されるべきである。また行財政改革については、今後、その課題解決に向けて本格的な検討が行われることになるが、これらの検討に当たっても、この中間報告が適切な方向性を与えるものと期待している。

目 次

はじめに

I 広島県の分権改革の考え方	1
II 事務・事業の見直し方針	5
1 事務・事業見直しの基本的な考え方	5
2 分野別の事務事業の見直し方針	5
(1) 環境生活分野	5
① 環境行政のあり方	5
② 自然公園、レクリエーション施設等に係る役割分担	7
(2) 福祉保健分野	8
① 福祉事務所業務の町への移管、保健所業務の市などへの移管、 児童相談業務等のあり方	8
② 社会福祉施設における行政と民間の役割分担	10
(3) 商工労働分野	10
① 中小企業等への金融支援、経営指導のあり方	10
② 産業振興施策のあり方	12
③ 雇用労働施策のあり方	13
(4) 農林水産分野	14
① 農林水産業関係の基盤整備のあり方	14
② 農村の土地利用や農業経営に対する関与のあり方、産地育成 や施設整備に対する関与のあり方、農林水産業関係の規制・ 監督行政のあり方	16
③ 農業改良普及事業のあり方	18
(5) 土木建築分野	19
① 土木建築関係の基盤整備のあり方	19
② 都市・建築行政のあり方	20
(6) 教育分野	21
① 義務教育のあり方	21
② 生涯学習における県教育委員会の役割の整理	23
III 行財政改革に係る方向	25
1 財政健全化に向けての取組み方向	25
2 行政システム改革の取組み方向	26
IV 資料	28
1 事務事業の見直し基準	28
2 「分権改革推進プログラム」の策定スケジュール	29
3 広島県分権改革推進審議会委員名簿	30
4 審議経過	31

I 広島県の分権改革の基本的な考え方

【分権改革を巡る国の動き】

近い将来の人口減少社会の到来や少子・高齢化社会の急速な進展、低経済成長社会の到来といった社会環境の大きな変化に加え、個人の価値観や住民ニーズの多様性が増す中、中央集権型行政システムの制度疲労が顕在化し、自己決定と自己責任の原則を徹底する地方分権改革が求められてきた。

平成7年の地方分権推進法から平成12年の地方分権一括法の施行を経て、国と地方の関係は概念的には「対等、協力の関係」と整理された。機関委任事務についても制度が廃止され、地方の事務として、地方公共団体が創意工夫しながら実施する仕組みに改められたが、地方分権推進委員会最終報告（平成13年6月）が指摘しているように、こうした地方の事務を自主的・自立的に処理するためには国庫補助負担金等を通じた国の関与を一層縮減するとともに、税源移譲等によって財源面での自主性・自立性を向上させることが不可欠である。

このため、国においては、本年6月に閣議決定された「経済財政と構造改革に関する基本方針2003」の中において、国庫補助負担金の廃止縮減、地方交付税の見直し、国から地方への税源移譲を含む三位一体改革の具体的な改革工程を示し、「改革と展望」（～2006年）の期間中に、国庫補助負担金については、概ね4兆円程度を目途に廃止・縮減を行うとともに、廃止する国庫補助負担金の中で、引き続き地方が主体となって実施する必要があるものについては、^{※1}基幹税の充実を基本に税源移譲を行うこととしている。

しかしながら、廃止すべき国庫補助負担金の内容や地方へ移譲する税目など肝心な部分は、今後の予算編成や税制改正時の議論を踏まえて検討されることになっているため、地方に対してどの程度の影響が及ぶのか、その全貌が依然として不透明である。

一方で、地方制度調査会では、市町村合併後の新たな地方自治制度のあり方について、調査審議が行われ、本年秋には、基礎的自治体、大都市、都道府県の将来のあり方などについて、答申が出されるとともに、地方分権改革推進会議においても、地方分権時代における地方公共団体の行財政運営のあり方などについて議論され、来年春

※1 基幹税：税源が普遍的に存在し、中核的な役割を果たす所得税や消費税など

頃には答申が出される予定であり、地方自治制度全般に係わる抜本的な改革が進められることが予想される。

【本県の現状】

本県においては、基礎的自治体である市町村の合併が急速に進展し、平成14年度当初に86あった市町村数は平成17年度当初には3分の1程度に減少し、その多くが市になるという状況にある。

本来、「住民に身近な行政はできるだけ身近な自治体で実施」できるよう、地方分権の中心的な担い手として基礎的自治体の行政体制を整備することが市町村合併の大きな目的であったことを踏まえると、県と基礎的自治体の役割分担の明確化と県から基礎的自治体への事務・権限の移譲は、喫緊の課題であると言わざるを得ない。

また、国と同様に本県も県内市町村も共に危機的な財政状況にあり、特に本県財政は、今後、500～700億円の財源不足額が見込まれるなど、極めて危機的な状況に直面している。こうした状況に加え、三位一体の改革は、国・地方を通じた財政健全化の色彩が濃く、国庫補助負担金、地方交付税の大幅な縮減が懸念される中で、歳出の徹底的な見直しを初め、効率的で小さな行政を実現することは不可欠な状況である。

【広島型の分権改革】

分権改革は、単に国から県、県から基礎的自治体へと事務や権限を移すことにより、地域の実態や住民ニーズに沿った行政を推進するだけでなく、本来、基礎的自治体だけで完結できる事務について、国や県の関与を縮減することにより、二重、三重の行政を排除し、トータルとしてスリムで効率的な行政の構築に結びつけようとするものであり、分権改革と行財政改革は、表裏一体の関係にある。

また、厳しい財政状況を改善するための行財政改革を進める上において、県の役割分担がどうあるべきかという前提が不可欠であり、分権改革によって、県の将来像を明らかにする議論と、いかに効率的で小さな行政組織を作っていくかという行財政改革の議論を相互に関連付けながら行う必要がある。分権改革と行財政改革を有機的に結びつけ一体的に行うことを特徴として、広島型の分権改革を推進する必要がある。

【分権改革の具体化】

分権改革を推進する上で、先ず、国、県、市町村の間、また、行政と民間との間の役割分担を抜本的に見直すことによって、県の役割分担を明確化した上で、その役割を果たしていくための県のあり方を明らかにしていく必要がある。

県の役割分担を明らかにしていくためには、事務事業の全てについて、真に必要な事務事業なのか、社会経済情勢の変化に伴い役割を終えてはいないかという視点で、廃止を検討することや、民間でも実施可能な事業については、行政の役割を廃止・縮減するという視点で民間への移管を検討することにより、行政の役割自体を見直すことが必要である。その上で、引き続き行政で担っていくべき事務事業については、基本的には、住民に身近な行政は可能な限り、基礎的自治体が行い、基礎的自治体で担えないものを広域自治体である県が処理するという「^{※2}市町村優先の原則」「補完性の原理」を徹底し、基礎的自治体への大幅な事務・権限の移譲を目指すべきである。

従って、基礎的自治体は、地域の総合的な行政主体として、県に極力依存することなく、福祉や教育、まちづくり、農山漁村整備など住民に身近な事務を自主的かつ自主的に担っていくことができるよう、その体制を整備する必要がある。

この際、国と県との関係や国の法令並びに制度上の制約がある事務・権限については、国における法令改正や制度の見直しを提案していくこととなるが、県独自に取り組むことのできる行政事務の民間への移管や基礎的自治体への事務・権限の移譲については、先行して実行していくこととする。

合併先進県として、自らできる分権改革を徹底的に行うことが、地方分権改革のモデルとして、国の分権改革を促す起爆剤にもなり得ると考えられる。

こうした取組みに着手した上で、地方分権改革推進会議や地方制度調査における今後の議論も踏まえながら、県の役割やあり方について、さらに見直しを進めていく必要がある。

※2 「市町村優先の原則」「補完性の原理」：役割分担に際して、先ず基礎的自治体を優先し、次いで広域自治体を優先し、国は広域自治体でも担うにふさわしくない事務事業のみを担うという考え方。「ヨーロッパ地方自治憲章」や「世界地方自治宣言」は、「補完性の原理」を謳っている。

【 県の行財政改革 】

地方分権一括法の施行により、地方の自主性・自立性が発揮できる領域が拡大する一方で、県税収入はかつてない落ち込みをみせるといった厳しい環境にある中、それぞれの地域が知恵と工夫を競う地域間競争の時代に突入しており、引き続き、広域自治体として県が担うべき役割を果たすためには、県の徹底的な行財政改革は不可欠である。

本県においては、これまでも「行政システム改革推進計画（平成１２～平成１６）」や「中期財政運営方針（平成１２～平成１６）」に基づく改革を推進し、組織・定数のスリム化や財政の健全化などに一定の成果を挙げてきたところであるが、本格的な地方分権時代を迎え、県政を取り巻く環境がこれまで以上に急激に変化する中、限られた行政資源（ヒト、モノ、金）の下、従来にも増して県民満足度を高められる質の高い行政サービスを提供していくため、行財政システム全般にわたる抜本的な改革を推し進めていく必要がある。

【 将来方向 】

合併により広域化し、幅広い事務・権限を持った基礎的自治体が、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するための総合的な行政主体として、自己完結型自治体へと転換していく一方で、広域自治体である県は、基礎的自治体を超える広域の事務に重点を置くとともに、基礎的自治体に関しては、連絡調整事務を主として担い、これまで県が多く役割を果たしてきた基礎的自治体の補完的な行政事務については、極力縮減して最小限にしていくこととなる。

こうした、基礎的自治体と県との新しい関係を具体化した上で、県が地方分権時代にふさわしい役割を果たしていくためには、現在国が担っている事務事業についても、その多くは地方で担えるものとして、大胆に移譲を求めるとともに、都道府県合併、道州制等を視野においた都道府県の広域化の議論も進めていく必要がある。

Ⅱ 事務・事業の見直し方針

1 事務事業見直しの基本的な考え方

国、県、基礎的自治体の役割分担を明らかにするため、先ず、県で行っている事務・事業について、分野ごとに論点を抽出して、個別に具体的な議論を行い、併せて、関連する国の事務・事業についても議論を行った。

これらの論点は、県の事務・事業の全てを網羅するものではないが、分野ごとの代表的なものを抽出したり、大括りの論点とするなど、他の事務・事業の議論にも活かせるものとなっており、類似の事務・事業についても、今回の議論を踏まえて、早急に検討・実施する必要がある。

具体的な見直しの基準については、第1回審議会で示された「事務事業見直し基準（28 ページ）」を念頭に置きつつ、事務事業の廃止や行政サービスの民間への移管や開放を含んだ見直しを行い、行政の役割とされるものについて、「市町村優先の原則」「補完性の原理」に基づいて、国、県、基礎的自治体の役割分担を整理することとした。

なお、役割分担の整理によって、基礎的自治体への事務・事業の移譲を推進する際には、市町村合併の動向を踏まえ、基礎的自治体と十分協議しながら検討を進める必要がある。

2 分野別の事務事業の見直し方針

（1）環境生活分野

① 環境行政のあり方

公害対策や廃棄物対策などの環境行政については、広域にわたるものとして、現在、県が多くの役割を担っているが、施設、事業場を対象とする許認可などの事務や、生活廃水対策など、地域住民の生活に密着した事務もある。

環境行政については、国が全国状況を把握して制度や基準を設け、都道府県等が規制対象施設に対する監督や大気汚染等の常時監視を担当しているというのが大まかな役割分担であるが、県の事務については、その多くが地域事務所で完結している。

また、政令指定都市等（広島市、福山市、呉市）は、環境部門において地域事務所の担っている事務の多くについて担当している。

これらの実態を踏まえると、地域事務所で担当している環境行政の多くは、

地域内で完結するものであり、地域の実情に応じて、基礎的自治体で実施した方が効果的、効率的なものが多く含まれると考えられる。

従って、地域事務所で担当している事務のうち地域性の強い事務については、基礎的自治体へ移譲することを原則とし、規制基準や計画策定、営業の許可等、広域性があり県で引き続き担当すべき事務については、地域事務所でなく本庁直轄で対応する方向で事務の整理を行うべきである。

なお、基礎的自治体への移譲に当たっては、専門性や効率性の面で、単独の基礎的自治体で実施することが難しい事務については、一部事務組合や広域連合等の仕組みを活用すべきである。

廃棄物対策のうち生活排水の処理については、現在も一般廃棄物として市町村の役割であるが、合併処理浄化槽の設置届出の受理や立入検査等の事務は県の事務となっている。また、浄化槽設置に対する市町村の助成に対して、国や県が補助金を交付しており、市町村で完結していない。

これらの事務は、最も住民に身近な事務として、基礎的自治体で完結すべき事務と考えられるため、生活排水の処理に関する事務は全て基礎的自治体の事務として整理するとともに、国や県の補助金についても、公共下水道や農山漁村集落排水事業を含めて、基礎的自治体の一般財源として自主的に対応できるよう、見直されるべきである。

【ま と め】

○ 基礎的自治体への移譲事務の検討

地域事務所で担当している事務を中心に、地域性が強く基礎的自治体に移譲が可能な事務を整理し、基礎的自治体への移譲を検討すべきである。

○ 本庁直轄の検討

地域事務所で担当している事務のうち、広域性があり、引き続き県で担当すべき事務については、本庁直轄を検討すべきである。

○ 合併処理浄化槽に係る事務の移譲検討と補助金の一般財源化の提案

合併処理浄化槽の設置届出等に係る事務は、他の環境部門の事務と併せて基礎的自治体への移譲を検討すべきである。

また、合併処理浄化槽設置助成や公共下水道、農山漁村集落排水事業に対する補助金については、基礎的自治体で完結できるよう補助金の見直しと一般財源化を国に対して提案すべきである。

② 自然公園、レクリエーション施設等に係る役割分担

自然公園のうち国立公園については、国が直接事務を執行し、国定公園については、公園の指定と公園計画の決定を国が、具体的な施設整備や行為の許可を県が行っている。県立自然公園については、全て県が事務を執行している。

これらのうち、宿泊施設を備えるなど収益性のあるレクリエーション施設については、基礎的自治体に委ねて地域の実情に沿った運営をすべきであるという考え方もあるが、基本的には、採算性や設置目的等を個別に精査し、いかにこれらの施設を活用するかという視点で、民間の活用も含めて、効果的、効率的な運営方法を検討すべきである。

また、収益施設ではない遊歩道やトイレ、展望台などの自然公園施設については、利用者のニーズや地域の実情を適確に反映しながら、効率的な管理や整備を行うという観点から、極力基礎的自治体に移譲すべきである。

自然公園内における行為の許可についても、基礎的自治体が最も地域の実情に通じており、申請者の利便性の向上にもつながることから、基礎的自治体で実施できるよう制度改正がなされるべきである。

【ま と め】

○ レクリエーション施設のあり方の検討

施設の採算性や設置目的等を個別に精査し、廃止を含め、指定管理者制度を視野に入れた民間活用や基礎的自治体への移譲など、あり方の検討を行うべきである。

○ 非収益施設の管理の基礎的自治体への移譲検討

遊歩道など地域に密着した公園施設については、基礎的自治体に事務を移

譲る方向で検討すべきである。

○ 行為の許可の基礎的自治体実施に向けた制度改革等

自然公園に係る行為の許可について、地域性の強いものについては、基礎的自治体で実施できるよう、県から基礎的自治体への移譲や国への制度改革提案を検討すべきである。

(2) 福祉保健分野

① 福祉事務所業務の町への移管、保健所業務の市などへの移管、 児童相談所業務等のあり方

福祉保健行政については、住民の日常生活に最も密接に関係する分野であることから、高齢者、身体障害者、知的障害者に係る福祉サービスの提供から介護保険事業の運営、あるいは、母子保健など頻度の高い保健サービスの提供など、すでに基礎的自治体において、多くの福祉保健サービスを担っている。

一方で、県は、生活保護事務や個人給付サービスなどを実施する福祉事務所業務や対人・対物保健サービスを担っている保健所業務、また、非行児童・児童虐待などへの対応を行っている児童相談所業務や住民との相談窓口となる民生委員児童委員や各種福祉関係相談員の設置運営については、法令等により設置義務のない市や町村区域を所管として、いわゆる、補完的に事務を担ってきた。

すでに基礎的自治体において、福祉・保健に関する事務事業を担っている実態を踏まえ、福祉保健サービスは、地域住民の生活と密着した行政サービスであるとともに、保健・医療・福祉は一体的かつ不可分なものであり、住民の相談窓口の総合化やワンストップサービスの観点からも、基本的には、基礎的自治体で対応すべきである。

こうした考え方に立って、これまで県が担ってきた福祉事務所業務については、すべての町へ設置することを基本に、とりわけ、合併後の町においては、できる限り早期に福祉事務所を設置できるよう、その促進策を検討するとともに、保健所業務や児童相談所業務についても、地域の実情を踏まえ、

住民に身近な基礎的自治体で担うことができるよう、現行の設置要件の見直しや広域連合、一部事務組合を活用した設置形態の創設を国へ働きかけていくべきである。

なお、福祉事務所や保健所の設置にあたっては、市や町などの自主的な取り組みが求められるが、引き続き、設置が困難と判断された場合には、県が所管する業務を、すでに福祉事務所あるいは保健所を設置する市へ委託できる仕組みも検討すべきである。

民生委員児童委員をはじめ、各種福祉関係相談員の設置にあたっては、地域住民との相談窓口の最前線として、重要な役割を果たしていることから、できる限り基礎的自治体で委員等の設置から指揮監督に至るまで、一体的な設置運営が可能となる仕組みとすべきである。

【ま と め】

○ 町への福祉事務所設置の促進

福祉事務所業務については、すべての基礎的自治体が担うことを基本に、今後、町へ福祉事務所設置の働き掛けを行うとともに、できる限り早期に福祉事務所を設置できるよう、その促進策について検討を行うべきである。

○ 保健所設置、児童相談所設置について国への提案

現行の保健所、児童相談所の設置要件の緩和並びに広域連合や一部事務組合により共同で設置することも可能となるよう、国に対して制度改正を提案すべきである。

○ 県の福祉事務所業務、保健所業務の事務委託の検討

福祉事務所、保健所設置が町や市で困難な場合には、地域の実情に応じて、県が所管する福祉事務所業務、保健所業務を最寄りの市あるいは保健所設置市へ委託する仕組みについて、検討を行うべきである。

○ 民生委員児童委員など福祉関係相談員設置について国への提案

民生委員児童委員をはじめとする各種福祉相談員の設置や運営に係る権限については、できる限り基礎的自治体へ移譲されるよう、国に対して制度改正を提案すべきである。

② 社会福祉施設における行政と民間の役割分担

施設福祉サービスにあたっては、高齢者から重度障害者まで、すでに民間社会福祉法人が事業主体の中心となって、サービスを提供している状況を踏まえ、「民間でできることは、民間に委ねる」との基本的考え方に立って、行政と民間との役割分担を見直すことが必要である。

こうした考え方から、現在、11ある県立社会福祉施設すべてにおいて、県が設置すべき必要性やその役割の終わったもの、引き続き設置運営すべき必要性があると認められるものについて十分検討した上で、県が自ら設置する役割の終わった施設については、民間社会福祉法人を中心として、移管を進めるべきである。

また、引き続き設置運営すべき必要性がある施設についても、官業開放的な考え方に立って、現行の管理運営のあり方を見直し、民間活用を図るべきである。

【ま と め】

○ 県立社会福祉施設の設置運営方法の見直し

県立社会福祉施設のうち、県が設置運営する必要性等について、精査した上で、民間社会福祉法人等へ積極的に移管すべきである。

また、引き続き県が設置する必要がある施設についても、公の施設の指定管理者制度の活用を図るなど、現行の管理運営のあり方を見直すべきである。

(3) 商工労働分野

① 中小企業等への金融支援、経営指導のあり方

県費預託融資制度については、平成14年度の新規融資枠1,223億円に対して、利用実績は541億円（融資枠の44%）と低迷している。利用実績のうち、経営安定資金（一般資金）融資が481億円と、ほとんど（89%）を占めており、他の政策的融資メニューの利用状況は低調である。

こうした状況は、主には資金需要の低迷によるものであるが、利用者にとって融資メニューが使いにくい面もあるので、金融機関独自の融資との役割

分担や利用者ニーズを踏まえて、実態に合った融資枠の見直しを行うとともに、特に利用実績の低い政策的資金については、融資メニューの見直しを行うべきである。また、全国的な状況を踏まえつつ、東京都などが取り入れている市場型間接金融等、新たな制度の導入について検討すべきである。

経営改善普及事業については、小規模事業者の経営改善の支援のため、商工会、商工会議所及び県商工会連合会を支援団体と位置付けて、経営指導員等 517 人の人件費 26.6 億円を県が補助している。

県は、人件費を補助していることを踏まえ、主体性を持って、この事業の成果を検証するとともに、経営指導員等の具体的な適正配置を含め、経営改善普及事業の重点化、効率化を強力に進めるとともに、商工会の合併促進に、前向きに取り組むべきである。

また、現行商工会法では、市町村が合併しても商工会はそのまま存続でき、商工会議所と商工会の合併については法的整備がなされていないので、市町村合併に伴い、市域にある商工会と商工会議所との合併が可能となるよう、国へ法的整備を働きかけるべきである。

【ま と め】

○ 県費預託融資制度の見直し

金融機関独自の融資との役割分担や利用者ニーズを踏まえて、融資枠の見直しを行うとともに、特に利用実績の低い政策的資金については、融資メニューの見直しを行うべきである。また、全国的な状況を踏まえつつ、市場型間接金融等、新たな制度の導入についても検討すべきである。

○ 経営改善普及事業の見直し

県として、経営指導員等の具体的な適正配置を含め、経営改善普及事業の重点化、効率化を強力に進めるとともに、商工会の合併促進に取り組むべきである。

○ 商工会と商工会議所との合併の法的整備の提案

商工会と商工会議所との合併が可能となるよう、国へ法的整備を働きかけるべきである。

② 産業振興施策のあり方

現在の産業振興施策は、工業技術センター等による技術支援、研究開発補助、地場産業振興補助、販路開拓支援、産学官連携など既存産業の振興や、新規創業やベンチャー育成など新規産業の創出に関する事業を実施している。

しかしながら、ここ 10 年間、県内総生産の伸び率は、全都道府県のうち最下位の岡山県に次いで悪くなっており、このような状況を踏まえ、個別事業ごとに成果の総点検を行い、事業の選択と集中を図るとともに、効果が地域に留まるものについては、基礎的自治体や民間の自主性に委ね、県として伸ばすべき分野について、企業のニーズに応じた効果的な事業推進を図るべきである。

企業誘致については、県の団地も市町村の団地も売れ残りが多いという課題を踏まえ、未分譲地の利活用についても検討するとともに、戦略的な誘致策について検討すべきである。

観光産業の振興については、広域的な観点が必要であり、県、県観光連盟、基礎的自治体、観光事業者などとの適切な役割分担を踏まえ、産業として取組むとともに、国内外からの集客が行えるよう推進体制の見直しを進めるべきである。

【ま と め】

○ 事業の総点検と役割分担の見直し

個別事業ごとに成果を総点検し、効果が地域に留まるものについては基礎的自治体へ委ね、県として伸ばすべき分野について、企業のニーズに応じた効果的な事業推進を図るべきである。

○ 企業誘致の戦略的推進

企業誘致については、未分譲地の利活用についても検討するとともに、戦略的な誘致策について検討すべきである。

○ 観光振興の推進体制の見直し

観光振興については、県、県観光連盟、基礎的自治体、観光事業者などとの適切な役割分担を踏まえ、国内外からの集客が行えるような推進体制の見直しを進めるべきである。

③ 雇用労働施策のあり方

平成 11 年の職業安定法改正に伴い、平成 12 年度から、地方事務官制度が廃止され、厚生労働省の地方機関として広島労働局が設置され、職業安定業務は、基本的に国が一元的に担うべき業務として整理されている。一方で、併せて雇用対策法が改正され、「地方公共団体は、国の施策と相まって、当該地域の実情に応じ、雇用に関する必要な施策を講ずるよう努めなければならない」とされている。

しかしながら、職業安定業務は、経済・産業施策と連動させて総合的・一体的に行うことが効果的な地域性の強い業務であり、地域の実情に応じて県が行うべき業務である。このため、国の総合規制改革会議の検討状況にも留意しつつ、国から県への再移管や民間との役割分担のあり方について具体的な検討を進めるとともに、国から県への再移管について国へ提案すべきである。

また、雇用労働行政では、事業の対象・効果が地域に限定される雇用労働相談会などについては基礎的自治体を実施すべきであり、県が実施している具体的な事務について整理を行う中で、役割分担を明確にしていくべきである。

職業紹介については、規制緩和の流れの中で、民間の役割も高まっており、国の総合規制改革会議の検討状況にも留意しつつ、民間との役割分担のあり方を明らかにしながら、規制緩和について国へ提案すべきである。

【ま と め】

○ 職業安定業務の国から県への再移管の提案

職業安定業務は、経済・産業施策と連動させて総合的・一体的に行うこと

が効果的な地域性の強い業務であり、国の総合規制改革会議の検討状況にも留意しつつ、県への再移管や民間との役割分担のあり方について具体的な検討を進めるとともに、国から県への再移管について、国へ提案すべきである。

○ 基礎的自治体の関与のあり方の検討

事業の対象・効果が地域に限定されるものについては基礎的自治体を実施すべきであり、県は、全県的な立場から施策を重点化すべきである。

○ 職業紹介の規制緩和の提案

職業紹介の規制緩和について、国の総合規制改革会議の検討状況にも留意しつつ、民間との役割分担のあり方を明らかにしながら、国へ提案すべきである。

(4) 農林水産分野

① 農林水産業関係の基盤整備のあり方

農林水産業関係の基盤整備は、ほ場整備等の生産基盤整備と公園やコミュニティ施設等の農山漁村の生活環境整備を一体的に整備する事業が中心となっており、市町村が実施するものよりも県が実施するものが多い。県と市町村の役割分担は技術的専門性や広域性ではなく、受益面積や事業費の大小等で区分されている。

生産基盤や生活環境の整備は、基本的には基礎的自治体が分担すべき事務・事業であり、技術的にも能力的にも基礎的自治体で実施可能であることから、今後は基礎的自治体が地域づくりやまちづくりの観点に立って、企画・立案段階から整備後の管理まで一貫して実施できるよう、基礎的自治体に事業実施を委ねるべきである。

国土・県土の保全に関しては、例えば県が保安林を指定し、その区域内で治山事業を実施するなど、県が広域的な計画を策定して事業を実施しているものが多く、広域的な計画を立てて実施していく必要があるが、個々の施設整備は市町村でも実施可能である。

今後は全体の保全計画については県が策定し、事業実施は原則として基礎

的自治体に委ね、技術的専門性を要する大規模なものについて県が実施することとし、県と基礎的自治体の役割分担を明確にすべきである。

農林水産分野における行政の仕事は、農林水産業の振興から農村の生活環境整備や環境・水資源の維持などに転換しており、今後は産業振興と国土・県土保全の2つの方向性を踏まえて事務・事業を効率化していく必要がある。その際、環境問題や水資源の確保、食の安全といった基礎的自治体だけで対応できない課題もあり、県と市町村の役割を明確にすることが必要である。

今後は、基礎的自治体が地域における産業振興や農山漁村整備を総合的に担い、県は広域的な産業振興や環境・国土保全に関する企画立案を担うという役割分担を基本に、簡素な組織を目指して県の組織のあり方について十分な検討を行うべきである。

【ま と め】

○ 生産基盤や生活環境の整備に関する事業の見直し

基本的には基礎的自治体の仕事であり、企画・立案から整備後の管理まで一貫して基礎的自治体の事業実施に委ねるべきである。なお、財源については、基礎的自治体が各種の基盤整備事業を実施できるよう、補助金を廃止して基礎的自治体に対する一般財源として措置するよう国に対して提案を行うべきである。

○ 国土・県土保全に関する事業の見直し

全体の保全計画については県が策定し、事業実施については原則として基礎的自治体に委ね、技術的専門性を要する大規模なものについて県が実施することとし、県と基礎的自治体の役割分担を明確にすべきである。

○ 農林水産行政に関する事務事業と組織の見直し

合併後の基礎的自治体は地域における産業振興や農山漁村整備を総合的に担い、県は広域的な産業振興や環境・国土保全に関する企画立案を担っていくという基本的役割を踏まえ、それに対応した簡素な組織を目指して県の組織のあり方について検討すべきである

② 農村の土地利用や農業経営に対する関与のあり方、産地育成や施設整備に対する関与のあり方、農林水産業関係の規制・監督行政のあり方

農林水産業の振興については、規制と補助を手段とする行政が農業の競争力を低下させ、行政コストを増大させていると考えられ、基本的方向として規制緩和と事務・事業の徹底的な簡素化を図る必要がある。

また、市町村合併の進展を踏まえると、基礎的自治体が地域における産業施策として、地域の実情を踏まえて農業経営体の育成や企画立案から補助実施まで一貫した事業実施を行えるよう、農業者とその団体・県・基礎的自治体の役割分担を見直す必要がある。

規制行政の例として農地法等による土地利用規制がある。市町村、県、農業委員会、農業会議といった多段階の組織で実施されているが、例えば農業委員会の事務・事業は首長部局と十分調整が行われるケースが多く、農業委員会の設置について地域の実情に応じて対応できるよう、早急に必置規制を解除すべきである。

また、その他の規制監督行政の中にも、すでに目的を達成したと考えられるものや民間の自主的な処理に委ねることが可能と考えられるものが多く見られる。県が独自に実施できるものについては規制撤廃と事務の簡素化を実施し、農業委員会の必置規制など法令改正を要するものは、国に規制緩和と事務の簡素化を要望すべきである。

農業経営体の育成・支援については、地域において県と市町村が一体となって行っており、事務・事業が重層的である。農業施設等の整備等に対する補助金についても、市町村・県・国にわたる多段階の事務処理を要し、重層性・多段階性が顕著である。今後は、農業法人の設立支援など、県と市町村が類似の事務を行っているものは基礎的自治体で実施し、補助事務も基礎的自治体で完結するよう、国に対して制度の徹底的な簡素化と補助金を廃止して基礎的自治体に対して一般財源措置を行うよう提案すべきである。

なお、野菜等の価格低落時に生産者に補給金を交付するため、生産者等の拠出に県や市町村が助成を行って基金を造成する価格安定基金制度が行わ

れているが、社会がグローバル化する中でどのような意義があるのか、県として施策を講じる場合は消費者としての県民に十分に説明責任を果たしていく必要がある。

農業関係の制度金融の利用状況は、平成14年度の新規融資枠60億4千万円弱に対して、利用実績が15億7千万円強（融資枠の26%）と低迷しており、融資総枠の見直しやメニューの見直し等を行うべきである。

県として、食料自給率等をどうしていくか、どの作物に力を入れていくかなどについて、広域的な視点に立って方針を整理し、基礎的自治体や農業者に明確に示していくべきである。生産額・就業構造等の指標や県内の農林水産業の実態を踏まえて、県として広域的な視点から農業振興の方向性や目標を明確にするとともに、基礎的自治体や農業団体・農家との適切な役割分担を行い効率的・効果的に施策を実施していくべきである。

【ま と め】

○ 規制監督行政の見直し

規制・監督行政を徹底的に見直し、県独自で対応できるものは規制撤廃や事務簡素化を実施し、農業委員会の必置規制など法令改正を要するものについては国に対して規制緩和と事務簡素化を提案していくべきである。

○ 基礎的自治体への移譲事務の検討

県と市町村が類似の事務を行っているものは基礎的自治体が実施する仕組みを検討して、必要なものについては国に提案を行うべきである。補助事務についても基礎的自治体で完結するよう検討し、提案していくべきである。財源については、国に補助金廃止と基礎的自治体に対する一般財源措置を提案し、国県市町村による多段階の事務処理の解消を提案していくべきである。

○ 農林水産業関係の制度金融の見直し

利用実績の低迷を踏まえて、融資総枠やメニューの見直しを行うべきである。

○ 県の農業振興施策のあり方検討

県として、生産額・就業構造等の指標や県内の農林水産業の実態を踏まえながら、広域的な視点から農業振興の方向性や目標を明確にするとともに、基礎的自治体や農業団体・農家との適切な役割分担に基づいて効率的・効果的な施策の実施を図るべきである。

③ 農業改良普及事業のあり方

農業改良普及事業は、国県協同事業として実施され、国は県に対して交付金を措置するとともに、普及職員と農業改良普及センターについて必置規制を設けている。現在、広島県においては、県内全域を所管する「農業改良普及センター」を設置して主に大規模農家等を対象に技術普及を行い、各地域事務所に「地域営農課」を設置して地域の農家に対する経営指導や技術指導、農業の担い手育成・支援を行っている。

農家に対する経営指導や技術指導については、地域に熟練した農家が多く存在しており、農家同士の相互補完に任せるべきである。農業法人の設立支援などの担い手の育成・支援は、現在でも市町村が県と一体となって実施しており、基礎的自治体の自主的な対応に委ねるべきである。

県の農業改良普及事業は、産地づくりの支援等のために高度な生産技術や新しい技術の移転等が必要とされる場合に、農業技術センターが開発した高度な技術を専門の農家に普及していく特殊なものに絞るべきである。基礎的自治体は、自ら技術者を確保して、自主的に地域の特産品づくり等を目指していくべきである。

【ま と め】

○ 農業改良普及事業に関する役割分担の明確化

県は、農業技術センターの研究開発と連動した高度な技術の普及に特化し、地域の農家に対する経営指導や技術指導は農家の自主的な対応に委ね、農業法人の設立支援や地域の特産品づくり等に関する事務は基礎的自治体の自主的な対応に委ねるべきである。

(5) 土木建築分野

① 土木建築関係の基盤整備のあり方

土木建築関係の基盤整備やその管理については、道路、港湾、河川、砂防等、いずれも、住民の視点に立って実施することが重要であり、整備計画の策定に当たっては、関係自治体の意見を十分聴取する必要がある。その上で、住民生活に密着しているもの、まちづくりと密接に関係があるもの、あるいは効果が一地域に留まるものについては、可能な限り基礎的自治体で実施できる仕組みを検討すべきである。

道路については、県が管理している道路のうち、生活道路としての性格が強いものや、主としてその効果が一つの基礎的自治体で完結するものは、改良工事を含めて維持管理を基礎的自治体で実施できるよう、検討を進めるべきである。また、一般国道の実延長のうち 70%は、既に県が管理している状況を踏まえ、国が管理している県内完結の国道については、県による管理を検討し、必要に応じて県への移管を国へ提案すべきである。

河川、砂防等については、治水・利水機能や親水機能を考慮しながら、管理のあり方について検討を進める必要がある。中でも、親水機能の整備は住民生活との関わりが深い分野であり、基礎的自治体における取組みを促進すべきである。また、一級河川の流路延長のうち 87%は既に県が管理している状況を踏まえ、国が管理している県内の一級河川について、県による管理（隣接県との共同管理を含む）を検討し、必要に応じて県への移管を国へ提案すべきである。

急傾斜地崩壊対策事業等については、地域性が強いものは、まちづくりの観点から、基礎的自治体における取組みを促進すべきである。

地方港湾については、地域性が強いものは、地域の交通やまちづくりの観点から、将来的には港湾管理権限の移管も視野に入れながら、基礎的自治体が総合的に管理できる仕組みを検討すべきである。

【ま と め】

○ 道路の整備・管理業務の見直し

県が管理している道路のうち、生活道路としての性格が強いものや、主としてその効果が一つの基礎的自治体で完結するものは、改良工事を含めて維持管理を基礎的自治体で実施できるよう、検討を進めるべきである。

○ 河川、砂防等の整備・管理業務の見直し

河川、砂防等については、治水・利水機能や親水機能を考慮しながら、管理のあり方について検討を進めるべきである。中でも、親水機能の整備については、基礎的自治体における取組みを促進すべきである。

急傾斜地崩壊対策事業等については、地域性が強いものは、まちづくりの観点から基礎的自治体における取組みを促進すべきである。

○ 港湾の整備・管理業務の見直し

地方港湾については、地域性が強いものは、地域の交通やまちづくりの観点から、将来的には港湾管理権限の移管も視野に入れながら、基礎的自治体が総合的に管理できる仕組みを検討すべきである。

○ 国道及び一級河川の国から県への移管についての検討

国が管理している県内完結国道及び県内一級河川について、県による管理を検討し、必要に応じて県への移管を国へ提案すべきである。

② 都市・建築行政のあり方

都市計画については、可能な限り基礎的自治体へ委ねるべき分野であり、地方分権の流れの中で権限移譲の方向にはあるが、まだ、県に決定権が残されている部分も多いので、知事の権限について、基礎的自治体へ移譲できるものを精査した上で移譲を進め、必要に応じて国に対して法改正を提案すべきである。

建築確認の事務については、現在、広島市、福山市及び呉市は特定行政庁として、尾道市、三原市、東広島市及び廿日市市は限定特定行政庁として建築主事を設置し、これら7市においては、全部又は一部の事務を取扱っている。今後、民間指定機関の活用を更に進めるとともに、建築主事を可能な限り基礎的自治体へ設置するなどにより、権限の移譲を進めるべきである。

都市公園については、効率的な管理運営を図るため、民間活用や基礎的自治体への移譲等について総合的に整理すべきである。

県営住宅については、効率的な管理運営を図るため、既存の県営住宅の管理は民間活用を図る方向で検討すべきである。また、新たな公営住宅の整備については、住民と密接した業務であり、極力基礎的自治体へ委ねる方向で整理すべきである。

【ま と め】

○ 都市計画事務の基礎的自治体への移譲検討

都市計画に係る知事の権限について、基礎的自治体へ移譲できるものを精査し、権限移譲を進めるとともに、法改正が必要となるものについては、国へ法改正の提案を行うべきである。

○ 建築確認事務の基礎的自治体への移譲検討

民間指定機関の活用を進めるとともに、可能な限り基礎的自治体で実施できるよう、権限の移譲を進めるべきである。

○ 都市公園のあり方の検討

効率的な管理運営を図るため、他の公の施設と同様に、指定管理者制度を視野に入れた民間活用等を含め、あり方の検討を行うべきである。

○ 県営住宅のあり方の検討

既存の県営住宅の管理については、民間活用を検討すべきである。新たな公営住宅の整備については、県営住宅の建替えを含め、極力基礎的自治体へ委ねる方向で、県の関与のあり方について検討すべきである。

（６）教育分野

① 義務教育のあり方

公立の小中学校については、市町村に設置義務があり、市町村が管理運営を行っているが、学級編制は「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に基づき、全国一律に定められるとともに、この基

準によって配置した教職員の給与費は県が支出し、その一部を国が負担する制度（義務教育費国庫負担制度）となっている。

児童生徒数が急減する中で小規模校が増加し、非効率な学校運営がなされているケースがある。小規模校においては、団体活動が十分展開できない点や、複式学級であるがゆえの問題など、教育面の課題も多いことから、教育内容の充実を図る上でも統廃合を推進すべきである。

小規模校の統廃合を進めるに当たって、統廃合後の学校施設や跡地を地域拠点として利用したり、通学バスを福祉目的も含めて利用するなど、地域振興や総合行政の観点も必要であり、教育委員会だけでなく知事部局の視点も加えた検討を行うべきである。また、統廃合後の利用方法が制約（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等）される場合があるため、これらの制約が極力排除されるよう制度の見直しも必要である。

政令指定都市の県費負担教職員については、任命権を政令指定都市が持っているが、広域人事を活発化し、教職員の資質向上を図る観点から、県に一元化すべきである。

【ま と め】

○ 小規模校の統廃合の推進

小規模校における団体活動が十分展開できない点や、複式学級であるがゆえの問題など、教育面の課題を解消するため、小規模校の統廃合を推進すべきである。その際、遠距離の通学対策や統廃合後の学校施設や跡地の利用など、県として、全庁的な視点も加えて検討すべきである。

○ 小規模校の統廃合後の制約の見直し、国への提案

統廃合後の利用方法に係る制約を排除するよう国への制度改正を提案すべきである。

○ 政令指定都市の教職員の任命権の見直しについて国への提案

政令指定都市の県費負担教職員について、人事管理を県で一元的に実施できるように、国に対して制度改正の提案を行うべきである。

② 生涯学習における県教育委員会の役割の整理

人々が生涯のいつでも、自由に学習機会を選択できる生涯学習社会の実現のため、学校教育、社会教育、スポーツ、文化活動などを包括して学習機会を総合的に振興していくことを目的として、国、県、市町村において、多様な取組みが行われている。基本的には、これらの生涯学習機会の多くは、学校教育に係わる部分を除いては、個人や地域の個性を生かすべき分野であり、民間の自主的・主体的な取組みを最優先し、行政の役割や関与は縮小すべきである。

また、行政が関与する場合も、地域の実態や住民ニーズに即した活動が可能で、かつ地域住民や地域に根ざした活動団体との協働が可能な基礎的自治体を中心に役割を整理すべきである。

従って、県教育委員会の生涯学習に関する役割は、極力縮小し、県教育委員会は、学校教育の充実に全力を投入すべきである。

また、生涯学習について、できるだけ国や県の関与を縮小し、基礎的自治体の自主性・自立性を高め、効率的な行政を推進する観点から、生涯学習に係る国庫補助金については、基礎的自治体の一般財源として措置されるべきである。

県立の社会教育施設については、生涯学習に係る県の役割の縮小に併せて、その必要性を再検討し、他の公の施設と同様の視点で、廃止も含め、基礎的自治体への移譲や民間活用など、施設ごとにそのあり方の検討をすべきである。

【ま と め】

○ 県教育委員会の組織、予算の見直し

生涯学習の分野における県教育委員会の役割を縮小し、できるだけ民間や基礎的自治体に委ねるという方針で、組織、予算の見直しを行うべきである。

○ 国庫補助事業の見直しについて国への提案

生涯学習に関しては、基礎的自治体の自主性に委ねるという観点から、国

庫補助制度を廃止して一般財源化するよう関係省庁への制度改革の提案を行うべきである。

○ 社会教育施設の民間活用等

社会教育施設については、それぞれの施設ごとに、廃止も含め、指定管理者制度を視野に入れた民間活用、基礎的自治体への移譲などを検討すべきである。

Ⅲ 行財政改革に係る方向

広島県においては、これまでも「行政システム改革推進計画(平成12～平成16)」や「中期財政運営方針(平成12～平成16)」に基づく改革を推進し、組織・定数のスリム化や財政の健全化などに取り組んできた。

しかし、長引く景気の低迷などにより、本県を取り巻く財政環境はさらに厳しさを増し、財源不足額は毎年度400億円前後発生するとともに、経常収支比率や公債費に関する財政指標等も悪化し硬直化が一段と進むなど、本県財政は、極めて危機的な状況に直面している。

また、今後も、県税収入の増加が見込めない一方、公債費などの増加により、財源不足はさらに拡大し、概ね500から700億円に達する見込みであり、このまま財政改革を実施しなければ、当初予算の編成不能、財政再建準用団体となる恐れがあり、こうした事態を回避する必要がある。

加えて三位一体改革による影響も懸念される中で、短期的には、財政危機の回避、中長期には、持続可能な財政構造の確立、財政の弾力性の回復を目指して、歳出全般の徹底した見直しをはじめ、抜本的な財政健全化策を実行し、財源不足の早期解消を図る必要がある。

併せて、施策の選択と集中の更なる徹底により、「元気な広島県づくり」の推進に並行して取り組む必要がある。

また、市町村合併が目前に迫るなど地方分権が本格化する中、県・基礎的自治体を通じた地方自治行政全体の簡素・効率化の推進が喫緊の課題であり、新たな県の役割分担を踏まえた最も効率的な「小さな行政」を実現するためにも、民間で実施可能な事業については、民間への移管・開放を検討するなど、全ての事務事業や組織機構について徹底した見直しを推し進めていく必要がある。

このように行財政システム全般にわたる抜本的な改革を実施することは不可欠な状況であり、これまで審議会で議論されてきた、事務事業の見直しや財政健全化への取組みの方向性を踏まえ、行財政改革に係る取組みの方向を次のとおり整理した。

1 財政健全化に向けての取り組み方向

健全な財政基盤を早期に実現するため、次のとおり、期間、目標を設定して、財政改革に取り組むべきである。

① 目的

- 短期的には、予算編成を可能とし、財政再建準用団体となる恐れを回避すべきである。
- 中期的には、持続可能な財政構造の確立を目指すべきである。
- 長期的には、財政の弾力性の回復を実現すべきである。

② 計画期間

- 平成17年度～平成21年度までの5年間。ただし、緊急に取り組む必要があるものは平成16年度から実施すべきである。
- 平成16年度～平成18年度までの3年間を「集中対策期間」と位置付け、重点的な取り組みを実施すべきである。
- 平成19年度以降の対策は、県税収入等の財政環境、三位一体改革の動向等を踏まえて、平成18年度に見直すべきである。

③ 目標設定

- 約700億円の財源不足の早期解消を目指すべきである。
- 集中対策期間で、平成18年度における財源不足額を、収支見通しに対し350億円程度圧縮することに取り組むべきである。

④ 財政健全化方策

- 歳出では、内部事務経費の徹底した節減を行うとともに、職員給与費、公共事業、一般事業の3分野において、歳出削減を行うべきである。特に、国庫補助事業についても思い切った見直しを行うべきである。
- 歳入では、収入未済額の縮減、県有財産の売却、受益者負担の適正化など歳入の確保を図るべきである。
- 施策の選択と集中の更なる徹底により、第4期実施計画に必要な財源の確保に努めるべきである。

2 行政システム改革の取組み方向

① 事務事業の見直し

- これまで審議されてきた事務事業の分野ごとの代表的な18論点の見直しの方向性やこれの基となった「事務事業見直し基準」を踏まえ、県が実施するこれ以外を含む全ての事務事業の見直しや事業執行の効率化に取り組むべきである。

② 職員数の見直し

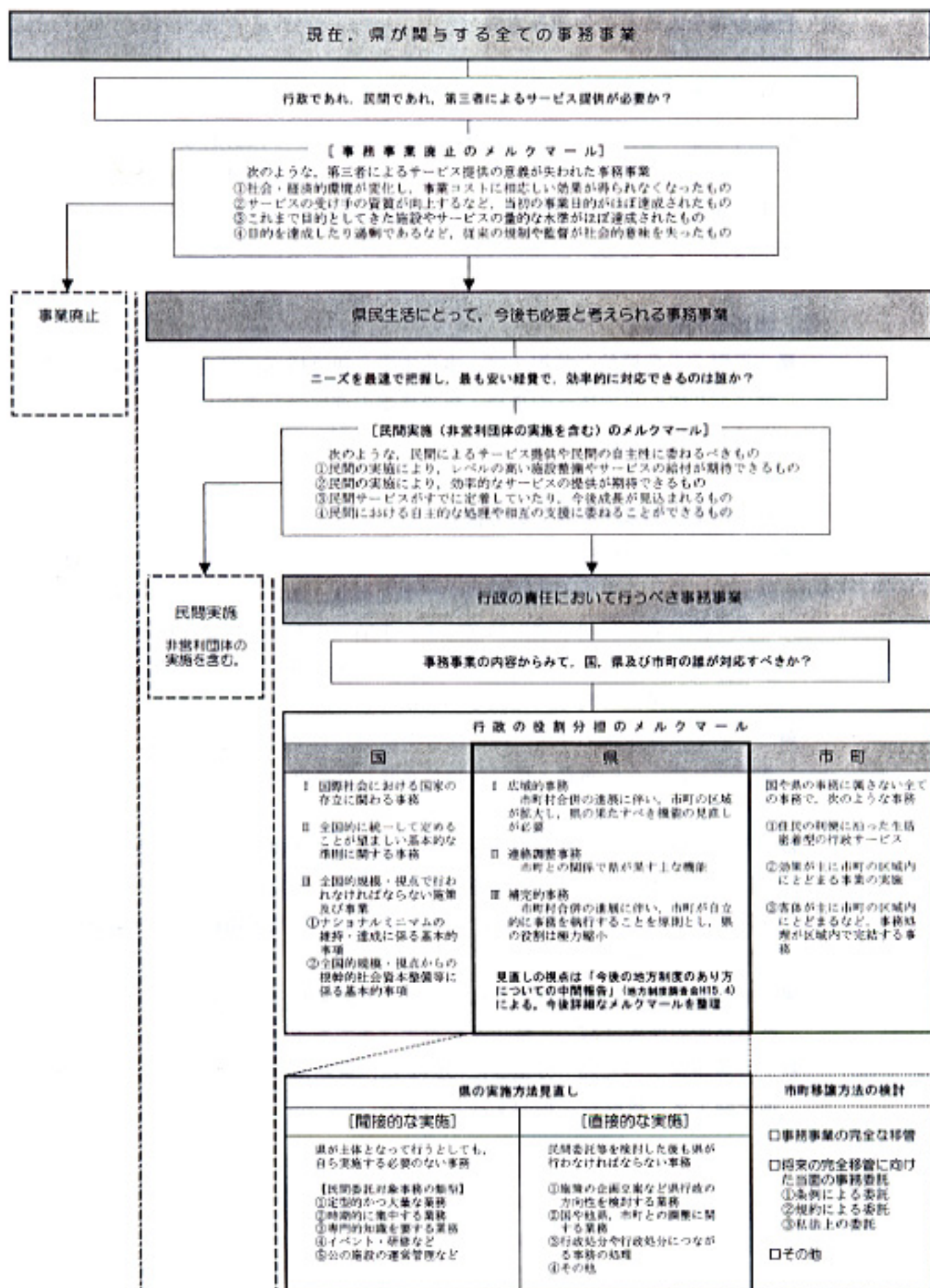
- 県財政の危機的な状況の下、事務事業や組織機構の徹底した効率化、減量化や基礎的自治体への事務・権限移譲の進展等を考慮しながら、職員数の見直しに取り組むべきである。

③ 組織機構（地域事務所）の見直し

- 県の組織・機構は、行政需要の変化に即応して事務事業を最も効率的、効果的に執行できるように編成すべきであり、県と市町、行政と民間の新たな役割分担や交通機能の発達による生活圏の拡大、情報通信網の整備などを踏まえた上で、より良い行政サービスを提供できる効率的・効果的な組織体制の構築へ向けた見直しが急務である。
- このような状況の中で、特に総合事務所としての地域事務所については、基礎的自治体への事務・権限移譲が進展した段階における廃止を念頭に、今後の見直しを行うべきである。
- また、廃止までの暫定期間として、合併後の基礎的自治体の行政体制の整備状況や本庁との役割分担を考慮しながら、分野ごとに事務・権限の移管スケジュールを立て、それに対応した地域事務所の組織体制や機能等を検討すべきである。
- その際、市町村合併により広域化する基礎的自治体に対応するため、地域事務所の所管区域の広域化を検討すべきである。
- 地域事務所の支局・分室等については、業務量や管内市町村の合併状況等を踏まえ、統廃合を検討すべきである。

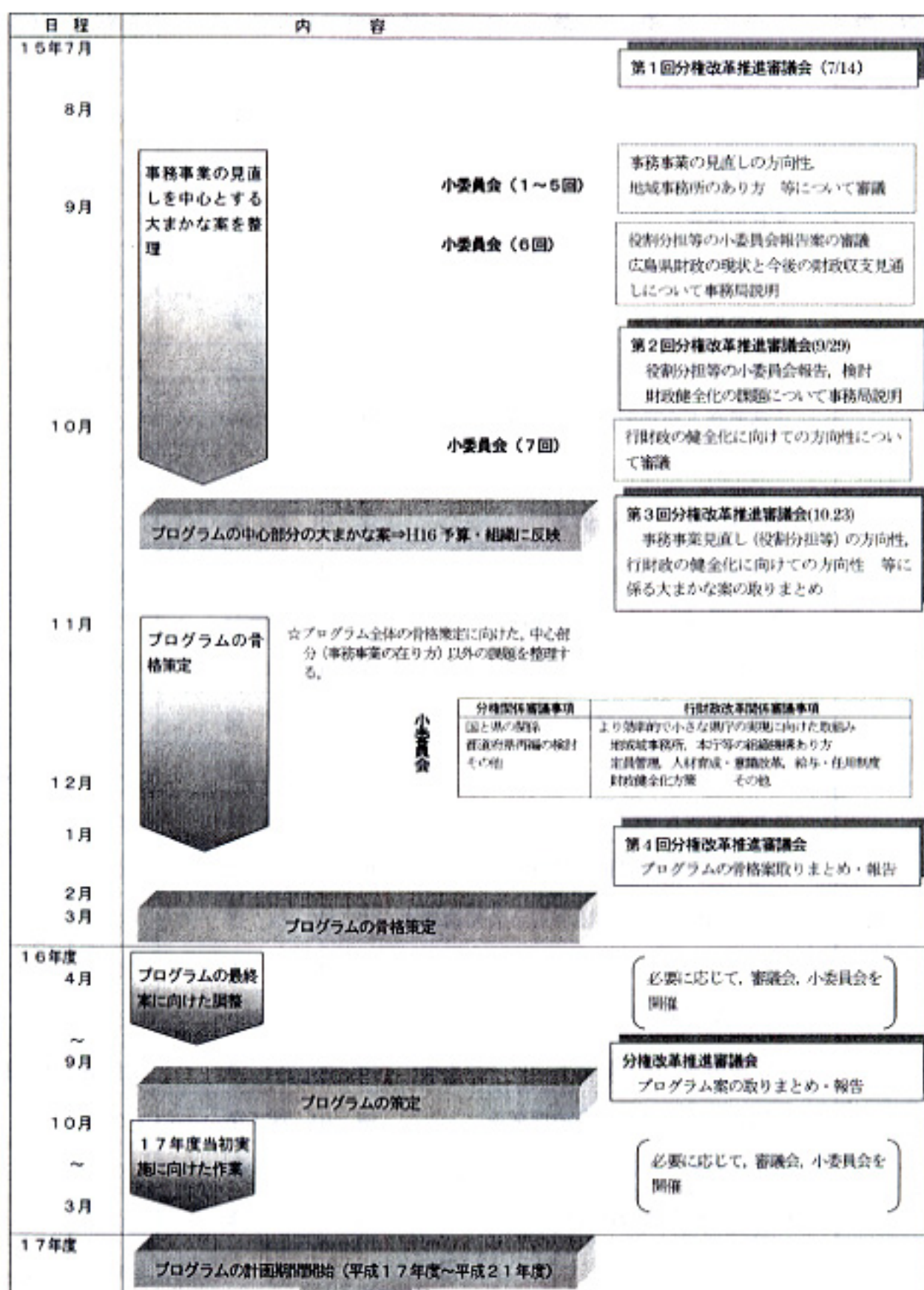
IV 資料

1 事務事業見直し基準について



※ 現行制度等の改正が必要なのは、国へ要望・提案を行う。

2 「分権改革推進プログラム」の策定スケジュール



3 広島県分権改革推進審議会委員

分 野	委 員	(敬称略)	審議会	小委員会
県議会	広島県議会議員	大 山 広 司	○	
	〃	平 浩 介	○	○
市町村	三次市長	吉 岡 広小路	○	○
	廿日市市長	山 下 三 郎	○	
	佐伯郡大柿町長	平 口 武	○	
	高田郡甲田町長	今 井 正	○	○
経済界	中国経済連合会会長	高 須 司 登	会長	
	広島県商工会議所連合会会頭	池 内 浩 一	○	○
	広島県商工会連合会会長	加 島 英 俊	○	○
	広島経済同友会代表幹事	大 田 哲 哉	○	○
	広島県農業協同組合中央会会長	児 玉 静 秋	○	○
学識 経験等	中国・地域づくり交流会事務局長	浅 野 ジュン	○	
	広島経済大学教授	上 田 みどり	○	
	広島女学院大学助教授	折 登 美 紀	○	○
	広島大学法学部教授	川 崎 信 文	○	委員長代理
	広島大学教育学部教授	河 野 和 清	○	
	広島県民生委員児童委員協議会会長	櫻 井 正 弥	○	○
	広島県国民健康保険団体連合会常務理事	佐 古 清 進	○	○
	弁護士	椎 木 タ カ	○	
	安田女子短期大学講師	戸 井 佳奈子	○	○
	(社)中国地方総合研究センター理事長	櫛 本 功	会長代理	委員長
	財団法人広島県女性会議理事長	檜 山 洋 子	○	
	日本労働組合総連合会 広島連合会会長	宮 地 稔	○	○
	中国新聞社代表取締役副社長	山 本 一 隆	○	○
	合 計		24 人	15 人

4 審議経過

- 第1回審議会 (平成15年7月14日 10:00～12:00)
出席者: 委員21名
審議事項: 委員長(高須委員)選出, 地方制度調査会西尾副会長講演 他
- 第2回審議会 (平成15年9月29日 14:30～17:00)
出席者: 委員21名
審議事項: 小委員会報告, 今後の財政収支見通しと財政健全化への課題
- 第3回審議会 (平成15年10月23日 13:30～16:00)
出席者: 委員 名
審議事項: 中間報告(大まかな案)

小委員会

- ・ 第1回小委員会 (平成15年8月12日 9:30～12:00)
審議事項: 県の組織概要, 事務事業見直し基準, 主要論点
- ・ 第2回小委員会 (平成15年8月22日 9:30～12:00)
審議事項: 事務事業見直し(環境部門, 福祉保健部門)
- ・ 第3回小委員会 (平成15年8月23日 13:30～16:00)
審議事項: 事務事業見直し(商工労働部門, 教育部門)
- ・ 第4回小委員会 (平成15年8月26日 13:30～16:00)
審議事項: 事務事業見直し農林水産部門(基盤整備), 土木建築部門
- ・ 第5回小委員会 (平成15年9月2日 9:30～12:00)
審議事項: 事務事業見直し農林水産部門(基盤整備以外)
地域事務所のあり方
- ・ 第6回小委員会 (平成15年9月17日 13:30～16:00)
審議事項: 小委員会報告案
広島県財政の現状と今後の財政収支見通し
- ・ 第7回小委員会 (平成15年10月11日 9:30～12:00)
審議事項: 広島県財政の課題と分析 等